

- ② 医療ニーズに関しては、「身体的ニーズ（医療処置等）」と「精神的ニーズ（認知症に対する対応等）」があることから、
- i 「身体的ニーズ」については、算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「経管栄養」又は「喀痰吸引」を実施している者の割合が15%以上
- ii 「精神的ニーズ」については、算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクM（著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする）の者の割合が25%以上
とし、上記iとiiのいずれかを満たすこととしてはどうか。

- 上記の施設要件については、今後検証を行い、必要に応じ適宜見直しを行うこととしてはどうか。

- (2) 療養病床から転換した介護老人保健施設における基準の緩和
- ① 療養病床から転換した介護老人保健施設の療養室の面積基準（一人当たり）に係る経過措置
- 療養病床の面積基準は 6.4 m^2 であり、介護老人保健施設の面積基準は 8 m^2 である。療養病床から転換した介護老人保健施設については、平成23年度末までは 6.4 m^2 で可とする経過措置が設けられている。
- 鉄筋コンクリート造の病院建築物の新築から建て替えに至る平均期間は31.0年であること、改修を行った病院建築物は改修を行わない病院建築物よりも10年程度寿命が長く、概ね建築後20年で改修等を行っているとのデータがある。
- 療養病床を有する医療機関は、平成12年前後に建築された施設が多く、こうした比較的新しい施設は、現行の経過措置期間が終了する平成23年度末には改修の時期を迎えていないことが考えられる。

○ このため、療養病床から転換した介護老人保健施設の療養室の面積に係る経過措置に関し、療養病床の再編を定めた健康保険法等の一部改正法の公布日（平成 18 年 6 月 21 日）前に着工された施設については、大規模の修繕又は大規模の模様替を行うまでの間、以下の措置を講じる。

- ・ 療養室の面積を算定する際、談話室の面積を含めて算定することを可能とする。
- ・ 平成 24 年 4 月以降も経過措置（ 6.4 m^2 ）を認める。なお、平成 24 年 4 月以降は、 8 m^2 に対応している施設との均衡に配慮した評価を行う。

② 療養病床から転換した介護老人保健施設の構造設備基準に係る経過措置

療養病床から転換した介護老人保健施設において、

- ・ 建物の耐火構造に係る構造設備基準
- ・ 建物内の直通階段及びエレベーターの設置に係る構造設備基準

については、転換前の病院又は診療所の基準と同様でよいこととしてはどうか。

(3) 経過型介護療養型医療施設の見直し

○ 平成 23 年度末までの経過的な措置として、介護療養型医療施設については、医師、看護職員の配置を緩和することで医療機関のコストを引き下げつつ介護報酬上評価する「経過型介護療養型医療施設」が設けられている。

○ 看護職員の配置は、

- ・ 介護療養型医療施設 : 6:1
- ・ 経過型介護療養型医療施設 : 8:1
- ・ 療養病床から転換した介護老人保健施設 : 6:1

であり、介護療養型医療施設の転換過程において、看護職員の配置を経過型介護療養型医療施設として「8:1」に緩和し、その後、療養病床から転換した介護老人保健施設に転換する場合に再度「6:1」の配置が必要となるこ

とは現実的ではない。

- このため、療養病床から介護老人保健施設への円滑な転換を進める観点から、平成23年度末まで認められている経過型介護療養型医療施設について、看護職員「6:1」の配置も評価することとしてはどうか。

(4) ユニット型の施設類型の創設

- 現在、ユニット型介護療養型医療施設が存在するが、こうした施設が経過型介護療養型医療施設や療養病床から転換した介護老人保健施設に転換することも想定される。

※ ユニット型の施設数

ユニット型介護療養型医療施設 : 2施設

ユニット型介護老人保健施設 : 94施設

(出典) 介護給付費実態調査(平成19年11月審査分)(厚生労働省統計情報部)

- このため、ユニット型の経過型介護療養型医療施設の施設サービス費を創設するとともに、療養病床から転換した介護老人保健施設について、ユニット型の施設サービス費を創設してはどうか。

(5) 療養病床から転換した介護老人保健施設の名称

- 療養病床から転換した介護老人保健施設については、その果たすべき役割や、現行の介護老人保健施設との相違が利用者に理解しやすいような「名称」とすべきとの意見があった。

※ 療養病床から転換した介護老人保健施設は、法律上「介護老人保健施設」である。

- 「名称」の検討に際しては、利用者(本人又は家族)の意見を参考とすることが重要であり、これらの意見を基に様々な観点からの検討を加えた上で、適切な名称を用いることとしてはどうか。